

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	男女の賃金差異	男女の賃金差異(医師除く)
	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	75.4%	98.4%
正規	69.9%	92.6%
非正規	84.5%	213.6%